

潟上市地方創生推進会議設置要綱

平成27年4月16日

告示第63号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり、広く関係者の意見を反映させるため、潟上市地方創生推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 地方人口ビジョン、総合戦略の策定に関すること。
- (2) 総合戦略の推進に関すること。
- (3) その他総合戦略の推進に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 金融機関の関係者
- (3) 教育の関係者
- (4) 農林水産、商工又は観光の関係者
- (5) 報道の関係者
- (6) 公募による者
- (7) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に掲げる所掌事項を処理するために必要な期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、

副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議は、公開するものとする。ただし、議長は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。